

静岡県告示第504号の2

新規産業立地事業費補助金交付要綱（平成15年静岡県告示第317号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月1日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
<p><b>第2 定義</b></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) この要綱において「設置」とは、次に掲げる要件の全てに該当する工場等の新設又は増設をいう。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 当該事業に係る設備投資に要する経費（用地取得費、造成工事費及び第3(1)ウの本文の経費を除く。）が、工場及び物流施設にあっては<u>5億円</u>以上、研究所にあっては<u>1億円</u>以上であること。</p> <p>オ～キ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>第3 補助の対象及び補助率（額）</b></p> <p>(1) 補助の対象</p> <p>新規産業立地事業に要する経費のうち、次に掲げる経費。ただし、他の法令等により既に国、県等の補助の対象となった経費を除く。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 生産、研究、開発、流通加工等又は事務の用に供する機械設備（特認施設にあっては、認定事業を営むために必要な機械設備）及び事業継続のために必要な機械設備の購入に要する経費のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第</p>	<p><b>第2 定義</b></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) この要綱において「設置」とは、次に掲げる要件の全てに該当する工場等の新設又は増設をいう。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 当該事業に係る設備投資に要する経費（用地取得費、造成工事費及び第3(1)ウの本文の経費を除く。）が、工場及び物流施設にあっては<u>10億円</u>以上、研究所にあっては<u>2億円</u>以上であること。<u>ただし、既にこの要綱又は旧新成長産業立地事業費補助金交付要綱（平成7年静岡県告示第635号）に基づく補助金の交付を受けた企業等にあっては、30億円以上であること。</u></p> <p>オ～キ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>第3 補助の対象及び補助率（額）</b></p> <p>(1) 補助の対象</p> <p>新規産業立地事業に要する経費のうち、次に掲げる経費。ただし、他の法令等により既に国、県等の補助の対象となった経費を除く。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 生産、研究、開発、流通加工等又は事務の用に供する機械設備（特認施設にあっては、認定事業を営むために必要な機械設備）及び事業継続のために必要な機械設備の購入に要する経費のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第</p>

<p>4号に規定する償却資産で、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第3号に掲げる機械及び装置（耐用年数1年未満のもの及び取得価格<u>50万円</u>未満のものを除く。）の購入に要する経費</p> <p>ウ（略）</p> <p>(2)（略）</p>	<p>4号に規定する償却資産で、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第3号に掲げる機械及び装置（耐用年数1年未満のもの及び取得価格<u>100万円</u>未満のものを除く。）の購入に要する経費に知事が別に定める割合を乗じて得た額</p> <p>ウ（略）</p> <p>(2)（略）</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- 1 この告示は、令和9年1月1日から施行する。
- 2 改正後の新規産業立地事業費補助金交付要綱の規定は、令和9年1月1日以降に用地を取得（賃貸借等を含む。以下同じ。）し、又は事業に着手した工場等の新設及び増設について適用し、同日前に用地を取得し、又は事業に着手した工場等の新設及び増設については、なお従前の例による。